

学校法人日本赤十字学園役員及び評議員の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人日本赤十字学園（以下「この法人」という。）の役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、常勤役員とはこの法人において勤務することが常態である者とし、非常勤役員とは常勤役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 常勤役員に対して、報酬を支給することができるものとする。ただし、この法人、日本赤十字社及び同社の関連施設等において専任の職務を有する者には、報酬を支給しない。

2 常勤役員に対する報酬の年間総額は、別表1のとおりとする。

3 非常勤役員及び評議員には、報酬を支給しない。

(退職金)

第4条 役員及び評議員で退任する者に対して、退職金は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員の報酬の支払いは、年間総額を分割した金額を毎月支給する。

2 常勤役員に対する報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）の支給の時期は、毎月16日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給し、退任又は解任された場合は、当日までの報酬を支給する。

2 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額の算定方法は、日割りで計算する。

(費用の支給)

第7条 役員には、別に定める規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(雑則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

別表1

役員等名	報酬額(年額)
理事長	14,100,000円

附 則

1 この規程は、令和4年7月1日から施行する。

2 学校法人日本赤十字学園役員及び評議員の報酬等の支給にかかる規程は、廃止する。